

平成 25 年度事業報告書の付属明細書

平成 25 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成 26 年 5 月
公益社団法人 日本写真家協会